

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 平成30年12月7日（金）午前10時～午後2時52分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 鬼頭博和 副委員長 鈴木麻住 委員 木村冬樹  
委員 堀 巖 委員 宮川 隆 委員 関戸郁文  
委員 伊藤隆信

説明者 総務部長 山田日出雄、市民部長 中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、教育  
こども未来部長 長谷川忍  
行政課長 佐野剛、市民窓口課長 近藤玲子、同窓口グループ主幹 兼松英知、  
同保険医療グループ統括主査 丹羽真伸、税務課長 古田佳代子、同課税グル  
ープ統括主査 小野誠、同収納グループ統括主査 井上美保、福祉課課長 富邦  
也、同障がい福祉グループ統括主査 大島富美、同社会福祉グループ統括主査  
小南友彦、長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長 原咲子、  
同長寿福祉グループ統括主査 高橋善美、同介護保険グループ統括主査 中野  
高歳、健康課長 長瀬信子、同健康支援グループ主幹 城谷睦、同保健予防グ  
ループ統括主査 須田かおる、学校教育課長 石川文子、生涯学習課長兼総合  
体育文化センター長兼図書館長兼生涯学習センター長 竹井鉄次、子育て支援  
課長兼地域交流センター長 西井上剛、同児童グループ統括主査 佐久間喜代  
彦

事務局出席 議会事務局長 隅田昌輝、同統括主査 寺澤 顕

陳述人 小椋貴夫

#### 付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第73号	岩倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について	全員賛成 原案可決
議案第75号	岩倉市指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る申請者の資格を定める条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第76号	岩倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全員賛成 原案可決

議案第 77 号	岩倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第 78 号	岩倉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第 85 号	岩倉市ふれあいセンターの指定管理者の指定について	全員賛成 原案可決
議案第 86 号	岩倉市地域交流センターみどりの家の指定管理者の指定について	賛成多数 原案可決
議案第 87 号	岩倉市学習等共同利用施設大上市場会館の指定管理者の指定について	全員賛成 原案可決
請願第 11 号	介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書	全員賛成 一部採択
請願第 13 号	岩倉市歯と口の健康づくり推進条例制定に関する請願	全員賛成 採択
陳情第 9 号	国に対して「待機児童と保育士不足解消のための実効性ある対策を求める意見書」の提出を求める陳情書	聞き置く
陳情第 10 号	国に対して「放課後児童支援員等の処遇改善事業に係る事務等の簡素化を求める意見書」の提出を求める陳情書	聞き置く
陳情第 11 号	国に対して「学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情書	聞き置く
陳情第 12 号	保育士の人材定着・確保のため職員配置基準と公定価格の抜本的な改善にむけて国に対し意見書提出を求める陳情	聞き置く

厚生・文教常任委員会（平成30年12月7日）

◎委員長（鬼頭博和君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから厚生・文教常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案8件、請願2件、陳情4件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

きのうの総務に倣いまして、厚生のほうも答弁のほうは着座をお願いいたします。

それでは、審査に入る前に、当局から挨拶をお願いいたします。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（山北由美子君） 皆様、おはようございます。

代表して一言御挨拶をさせていただきます。

まず、せんだって12月1日の岩倉市制47周年記念式典におきましては、市長マニフェストにもあります健康長寿社会の実現を目指して、また岩倉市議会からも政策提言をいただきました健幸都市宣言をしたところでございます。今後も、宣言文にありますように、いつまでも健やかに自分らしく暮らし続けられる幸せなまちを目指して、市民の方、関係団体、行政の連携を図りながら、健康づくり施策の充実強化に向けて一層取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

本日の厚生・文教常任委員会では、介護保険に関する条例の制定と、また一部改正についての議案が5件、公の施設の指定管理者の指定についての議案3件等の審議をお願いするものであります。説明者としては、統括主査以上の職員が出席をさせていただいております。御審議のほどどうかよろしくお願いいたします。

◎委員長（鬼頭博和君） ありがとうございます。

それでは審査に入ります。

まず初めに、議案第73号「岩倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） じゃあ省略をして、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 新しい条例の制定ということで、本会議でも少し議論がありましたように、都道府県から市町村に指定居宅介護支援事業者の指定権限が移譲されるということでの条例の制定であります。本会議の質疑の

中で、いわゆる実地指導について少しお聞きさせていただきました。実地指導の手法については、県の指導に立ち会って学んできたというような答弁だったと思いますし、さまざまな職員研修も行われているということでありませう。もう少しお聞きしたいのは、やはり介護事業所につきましては、ずうっとこういう実地指導を受けてきているわけで、その事業所の傾向等もありますし、その事業所で以前に指摘されている問題もあるというふうに思っています。そういったところの情報が県からきちんと市のほうに提供されるかという点について、どういう実態になっているのか、わかる範囲で教えてくださいたいと思います。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 県に指摘されたようなそういった情報ですけれども、実地指導の際には、職員も一緒に立ち会って、指導の様子を確認しておりますし、その指導後の指導内容、どういった内容の指導があったか、そういったことも県のほうから情報提供がされておりますので、そのあたりはこちらでも把握をしております。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（山北由美子君） あわせて、権限移譲の際に、県のほうから申請等に関する書類が一式市のほうに渡されておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） はい、わかりました。

では、少し条文に沿って細かいところもお聞きしたいというふうに思います。

まず、第2条第4項のところ、少しわからないところで、ここでは、指定居宅介護支援事業者が事業の運営に当たって連携をしなければいけないという機関が幾つか並べられています。それで、2つ目にあります老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センターというものでありますけど、たしか以前はこういう機関、在宅介護支援センターといったかな、そういう名前であったものがこれに当たるのかなというふうに思うんですけど、これは今どういう役割を果たしていて、また岩倉市内にはこういう機関は存在するのかどうか、こういった点について少し教えていただきたいと思います。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 老人福祉法第20条の7の2に規定された老人介護支援センターですけれども、先ほどおっしゃられたように、旧の名称が在宅介護支援センターのことです。岩倉市においては、平成20年度まで在宅介護支援センターを委託による運営をしてまいりましたが、地域包括支援センターが設置されたことによって、その機能を移行したことで、岩倉市においては廃止をしているといった状況になりますので、よろしく願いします。

◎委員（木村冬樹君） はい、わかりました。法律に沿った条例ですので、岩倉市にないものについてもきちんと掲げておかなきゃいけないというふうだと思います。

じゃあ次に行きます。

第4条の第2項にあります、これは管理者を規定しているところではありますが、管理者については、最後に附則のところでは経過措置は設けられていますが、主任介護支援専門員でなければならないということでもあります。いわゆる主任ケアマネと言われてはいますが、少し本会議でも議論がありましたけど、この主任ケアマネというものはどういう資格で、その資格を取るに当たっての要件みたいなものが多分あると思いますけど、そういった点について、介護支援専門員、いわゆる普通のケアマネジャーとどう違うのかというところも含めて少し説明をしていただきたいと思います。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） まず、介護支援専門員ですけれども、要介護者・要支援者からの相談に応じまして、その心身の状況等に応じた適切なサービスが受けられるように、サービス事業者等との連絡調整を行う者になります。要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的な知識や技術がある者ということで、介護支援専門員証の交付を受けた方をいいます。

一方、主任介護支援専門員ですけれども、所定の実務経験を積んだ介護支援専門員が主任介護支援専門員研修を受けることで得られる資格になります。業務内容としましては、介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供するものとの連絡調整のほか、他の介護支援専門員への助言、指導を行いまして、それらを統括することで、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるようにするといった職務を担っております。

◎委員（木村冬樹君） はい、わかりました。

実務経験があって、研修を受けて資格になるということではありますが、それで管理的な業務、またケアマネジャーに対する指導等が行われるということだというふうに思います。この実務経験というのは、何か決まりがあるんでしょうか、何年だとかそういうのは、もしわかりましたら教えてください。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君）  
実務経験年数ですが、5年になります。

◎委員（木村冬樹君） はい、わかりました。

なかなかきちんと試験を受けてという形じゃないものですから、資格としての位置づけが少し曖昧なものなのかなと思ってしまうわけです。いずれに

しましても、状況を見ていきたいなと思っています。

次に第11条です。

利用料等の受領についてであります。いわゆる指定居宅介護支援というものによって、居宅介護サービス計画ということでケアプランを作成することだというふうに思いますけど、こういった際のここで言われている利用者から支払いを受ける利用料というものはどういうものなんでしょうか。ケアプランは一応10割保険給付されるというふうに思いますけど、そういった点でのこの利用料というものはどういうものなのか、またここに書かれている不合理な差額というものはどういう意味なのか。

また、さらには第2項にあります利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して、指定居宅介護支援を行う場合については、それに要した費用、交通費の支払いを利用者から受けるということでありませうけど、こういったような実績とかもどのようになっているのか、ちょっと多岐にわたりますけど、少し説明していただきたいと思っています。

**◎長寿介護課主幹（中野高歳君）** 第11条第1項に記載されております利用料につきましては、通常は、指定居宅介護支援事業所が利用者に対してサービス提供をした際には、居宅介護サービス計画費ということで保険給付が行われます。しかし、利用者の事情、給付制限であったり、そういった事情によりサービス利用が償還払いによって行われることがございます。償還払いでは、利用者が事業所に対して利用料を支払った後、保険者が利用者に対して保険給付を行うもので、その際に支払う利用料のことをいっております。

不合理な差額といっておりますけれども、保険給付による額と償還払いによって支払いを受ける額との間に差額が生じる、そういったことになります。また、2項のような通常の事業の実施地域を超えたサービス提供については、現状確認しましたところ、1事業所で1人該当がありました。以上です。

**◎委員（木村冬樹君）** はい、わかりました。今の説明でよくわかりました。ありがとうございます。

続きまして、本会議でも質疑されましたが、第14条です。指定居宅介護支援の具体的取り扱い方針ということで、30号に及ぶ、これは非常に細かいことも含めて書かれているところです。いわゆる指定居宅介護支援事業所が行わなければならない業務だとか守らなきゃいけない事項ということでずうっと書かれているところだと思います。非常に大変な業務を負うんだなあというふうに思います。

それで20号ですね。最近になりますけど、訪問介護における生活援助の回数が非常に多いケースがあって、それが厚生労働省が定める回数以上の場合は

報告をして、さらにはそれが適当なものかどうかということ調べるということでもあります。だから、こういうことの権限も市のほうに来るというふうに思いますが、実際には本会議の答弁で、平成30年10月以降ですと、1件こういうケースがあったということでもあります。適正かどうかを、妥当性を検討するところの、この辺のマニュアルといいますか、こういったものもきちんと整備されているのかどうかということだとか、市としてこういう報告をさせて調査をするということのあり方についてどのように考えているのか。また、その1件についてはどういう対応を行ったのかということも含めて、少し説明をお願いしたいと思います。

**◎長寿介護課主幹（中野高歳君）** 訪問介護における生活援助中心型のサービスについては、利用者の自立支援であったり、重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、通常の利用回数からかけ離れた利用回数となっているケアプランについて市に届け出ることを義務づけたものです。これは、繰り返しになるかもしれませんが、生活援助中心型のサービスについては、必要以上のサービス提供を招きやすいといった構造的な課題があるという指摘がある一方で、利用者においてさまざまな事情を抱える場合もあることを踏まえて、自立支援にとってよりよいサービスを提供するため、ケアマネジャーだけの視点ではなくて、多職種共同による検証を行うことを目的としております。マニュアルなども作成をされておまして、届け出を受けたケアプランについては、地域ケア会議を開催して検証を行うこととしまして、検証の結果に応じて、ケアプランの内容の是正等も促していきます。

1件、ケアプランに関して届け出がございまして、その対応としては、12月中に地域ケア会議を開催して検証していくといった予定をしておりますので、よろしく申し上げます。

**◎委員（木村冬樹君）** はい、わかりました。マニュアルもきちんとあって、それに沿って対応されるということでもあります。でも、ケアマネジャーが、介護保険ができてからずっと中心的な役割を担ってきたというふうに思っていますし、今、ケアマネジメントに対する統制みたいな形の動きが、そういうのが国のほうで働いてきているんじゃないかなあというふうに思います。ケアマネジャーさんたちの話も聞く機会があるんですけど、そういうところで見ると、やはり必要性を感じて回数を設定しているというのはもちろんだというふうに思っていますので、そういったことを患者さんの状態に沿った対応をやはりお願いしたいなというふうに思います。

もう一点、15条です。

15条のちょっと意味がわからないもんですから教えていただきたいんです

が、指定居宅介護支援事業者は、毎月、市に対して居宅サービス計画において位置づけられている指定居宅サービス等のうち、法定代理受領サービスとして位置づけたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならないという条文になっているわけですが、この法定代理受領サービスというのが少しわからないんですが、括弧書きで説明はあるわけですが、具体的に少し説明していただければありがたいなと思います。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 法定代理受領サービスですけれども、本来であれば、利用者に対して行われる介護保険給付を利用者にかわり事業所に対して行うものになります。それによって、サービス利用者は支払いの際に、保険給付を差し引いた金額を窓口を支払うといったものになりますので、よろしくをお願いします。

◎副委員長（鈴木麻住君） まず最初に基本的なことをお聞きします。

岩倉市で、今現在この事業の指定を受けている事業所というのは何社ありますか。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 現在11事業所ございます。

◎副委員長（鈴木麻住君） それで、附則のところにある、この事業所には管理者が必要です、その管理者は、先ほど木村委員が聞かれました主任専門員を専門で置かなきゃいけないという規定がありますが、附則で、平成33年3月31日までの間は主任介護支援専門員でなくてもいいと。その2年間の猶予措置というのは、どういう意味があるのかなということなんですけど、要するに新しく事業を開設する場合に、ケアマネジャーの方が主任資格を取るための暫定期間なのか、どういう意味でこの2年間の暫定措置がされているのかということなんですけど。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 新たに制度化されて、今現在ですと、主任介護支援専門員を管理者に置いていないところもございますので、そういったところに対する経過措置、猶予措置ということになってまいります。

◎副委員長（鈴木麻住君） ということは、その間に、主任介護支援専門員の資格を取ってくださいというための措置ということで、これは岩倉市限定ですか、それとも全市共通ですか。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 全国共通のお話になります。

◎副委員長（鈴木麻住君） それで、従業員の数というのが常勤で1人以上、それが管理者も兼務されるというふうに読めると思うんですけど、そうすると1人のケアマネジャーの方が事業所を開設するということが可能だということですのでよろしいでしょうか。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 1人のケアマネジャーで事業所を開設す



ることも可能です。

◎副委員長（鈴木麻住君） もう一点、6条のところに、正当な理由なく、指定居宅介護支援の提供を拒んではならないというふうにあるんですけども、要するに拒むというのは、ケアマネジャーの1人の利用者数が35名を超えた場合にはもうできないという話なんですけれども、それ以外で拒むケースというのが、どういうケースが考えられるのかということなんですけど、それについてはどうでしょうか。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 正当な理由ということではありますと、具体的には、当該事業所人員からは利用申し込み你到底応じられないような場合、あとは利用申込者の居住地が当該事業所の通常の実施地域以外である場合、あとは利用申込者が他の指定居宅介護支援事業者にもあわせて指定居宅介護支援の依頼を行っていることが明らかな場合ということが想定されております。

◎副委員長（鈴木麻住君） 今の話は正当な場合という話ですよ。正当な理由なく拒んだ場合というのは、どういうことが考えられるかということなんですけど、例えば要介護によって、1から5までありますね。その介護度によって報酬が違うんじゃないかなということが想定されるんですけど、そうすると要介護の高い人のほうが、同じケアマネジャーが1人受けるときに報酬が上がりますよね。ということで拒むケースがあるんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） そういった報酬によって拒むということではできないというふうに考えております。

◎副委員長（鈴木麻住君） ということで、これはそういうことをやっちゃいけないよという話だと思うんですけども、そういうチェックとか管理とかいうのは、市で今まで、あるいはこれからどういうふうに行っているのかということをお聞かせください。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） そういった業務の内容の確認ということで、実地指導ということを行っていくこととなります。

◎委員長（鬼頭博和君） 他にございませんか。

◎委員（堀 巖君） 2点お聞かせください。

まず1点目、さっきの第11条の不合理的な差額、償還払い等で差額が生じるというふうに聞いたんですけども、ちょっとのみ込みが悪くて申しわけありません。どうして差額が生じるのかというところがちょっと理解できないので、もう少し説明をお願いします。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 11条では、差額が生じてはいけないとい

うことですので、差額が生じるということはないです。

◎委員（堀 巖君） この条例には直接関係ないかもしれませんが、居宅介護サービスの生活支援の中には、料理をつくったり、買い物に行ったり、いろんなサービスがあると思うんですけれども、実際、料理をつくるときに、実際の問題として、こういうものをつくってほしいとかいう話を聞いたことがあって、そういった場合に、バランス、管理栄養士の介在みたいなところというのは、その介護制度自体には今のところないのでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君）  
管理栄養士の介在はありません。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（山北由美子君） 今の管理栄養士の介在ということなんですけれども、介護保険制度の中には居宅療養管理指導というのがありまして、直接、生活援助に当たるわけではないんですけれども、必要な場合は、歯科医師ですとか、歯科衛生士ですとか、管理栄養士が訪問によりまして指導するというようなところが一部あります。また、ケアマネジャーですとか、必要があれば、保健センターにも管理栄養士がいますので、そういったところに御相談いただければ、何らかの栄養指導というものには入らせていただくことはできます。

◎委員（木村冬樹君） 主任介護支援専門員のことをもう少し聞きたいと思ってまして、この資格が、先ほど言ったように、現場での経験が5年以上あって研修を受ければよいということなんですけど、ですからいわゆる認定する資格というか、試験を受けてやるということじゃないもんですから、非常に曖昧な位置づけだなあというふうに思っているところなんですけど、しかしながら、5年に1回更新をしなきゃいけないという形でこれからやられていくということです。それで、ちょっとわかればですけど、主任ケアマネの研修というのは幾らぐらいかかるのかだとか、あるいはどういうところが主催してやっているのか、どういう内容というか、少しわかる範囲で教えていただきたいというふうに思いますが、わかる人がおられましたらお願いします。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（山北由美子君） 主任介護支援専門員の研修ということですね。研修につきましては、愛知県が指定をした実施機関が行うということになっておりまして、例えば愛知県ですと、公益財団法人愛知県シルバーサービス振興会というところを指定しておりまして、そこが実施機関となって主任介護支援専門員研修を行っております。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君）  
5万円ぐらいです。

◎委員（木村冬樹君） ちょっと感想的に言いますが、そういう試験を受けて得る資格じゃないということで、県が指定するちょっとよくわからない団体が主催をして、5万円を1人当たり取って、5年で1回更新していくというところで、ちょっと見えないところがあるなというふうに思っています。もう少し私も調査をして、今後のところで生かしていきたいというふうに思っています。

◎副委員長（鈴木麻住君） 1点だけお聞かせください。

さっきの介護サービスの報酬は、要介護度によって違うはずですよ。どのぐらい違うんですか、1から5までの間で。わかれば、わからなければまた後で教えてください。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君）  
後でよろしいでしょうか。済みません。お願いします。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 指定居宅介護支援に関する費用ということで、介護度別によって変わってくるんですけども、安いところでいきますと、1人当たり、単位でいくと316単位、金額でいくと3,226円から、一番高いところでいくと1,368単位、金額でいくと1万3,967円と、そういった状況になっておりますので、よろしくをお願いします。

◎委員長（鬼頭博和君） 先ほどの質問はこれでよろしかったですか。

◎副委員長（鈴木麻住君） はい、いいです。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議員間討議は特にはないですね。よろしいですね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） ないようですので、議案に対する討論に入ります。  
討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。  
議案第73号「岩倉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第73号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第75号「岩倉市指定地域密着型介護老人福祉施設の入所

定員及び指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る申請者の資格を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 今回の条例の一部改正は、主な改正内容が2つあるということで、1つ目は、趣旨を規定する1条において、指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の資格を定めるということであり、新旧対照表を見ますと、いわゆる暴力団関係の排除ということで資格を定めているところだということふうに思いますが、これは本来であれば、国のほうの法令の中でそういう基準が設けられるべきではないかなというふうに思うんですけど、市の条例でこれを定めなきゃいけないというところなんですけど、国のほうの排除の規定がないというところが少し理解しがたいところでありまして、そういったところで何かわかっている情報とかありましたら教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 確かに国の基準には、暴力団の排除に関する条項はありませんでして、ちょっといろいろ調べてみたんですが、どのような理由で規定がないかということがちょっとよくわからなかったんですけども、申請者の資格における暴力団の排除につきましては、岩倉市暴力団排除条例の趣旨を踏まえまして、介護サービスの事業者の適正な運営を確保するために、条例の制定時から規定をしております。今回の一部改正におきましても、岩倉市暴力団排除条例の趣旨を踏まえまして、看護小規模多機能型居宅介護における病床を有する診療所を開設している者及び居宅介護支援事業者の申請者について、暴力団を排除するために規定をしておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。国のほうは規定がなくて、市のほうで以前につくった条例に基づいてそれを加えたということです。理由は、まあなかなか不明なところもありますが、そういう状況であるということだと思います。

もう一点ですが、2つ目の改正内容の中の、少し本会議でもあったかなというふうに思いますが、指定地域密着型サービス事業者のうち、看護小規模多機能型居宅介護事業者の指定を受けることができる者を規定しているところで、そのニーズについて本会議で質問がされて、答弁があったところだということふうに思いますが、この中で、病床を有する診療所を開設している者と

ということで、さらに複合型サービスに係る指定の申請を行う場合に限るとい  
う条件も課してこういうふうになっているわけですが、いわゆる医療法人で  
はなしに、開業医にも看護小規模多機能型居宅介護事業者の申請をできる  
というような形にしたというところで、法人だけではなしに開業医も可とした  
というところに何か考えがありましたら、教えていただきたいと思います。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 医療ニーズの高い要介護者への支援とい  
うことで、サービス供給量をふやすという観点で基準が緩和されました。現  
行、指定を受けるためには法人である必要がありますけれども、医療法の許  
可を受けて、病床を有する診療所を開設している者も認めることとして、診  
療所からの参入を進めるものであります。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。法人格を取っていなくても、もちろ  
ん医療の専門の組織でありますので、多分大丈夫だというふうに思ってお  
りますが、慎重な指定をしていただきますようお願いして終わりたいとい  
うふうに思います。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） では、ないようですので、質疑を終結いたします。  
議員間討議ないですね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 議員間討議もないようですので、議案に対する討  
論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第75号「岩倉市指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定  
地域密着型サービス事業者等の指定に係る申請者の資格を定める条例の一部  
改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第75号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきもの  
と決しました。

続きまして、議案第76号「岩倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、  
設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といた  
します。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） この条例の一部改正につきましては、一番大きな焦点は、共生型地域密着型サービスに関する基準を定めることだというふうに思います。本会議でも、この点についてはいろいろやりとりをさせていただきまして、この共生型サービスというもののメリットも一定言われたというところで、これからこの事業所の整備が課題になってくるのかなあというところだと思います。その辺は様子を見ていかなきゃいけないというふうに思いますが、今、市内の状況として、共生型サービスについて何か動きみたいなものがあるのかどうか、また将来的には共生型サービスが実現するような見込みといたしますか、そういった点について少し今の市の考えをお聞かせいただきたいと思います。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 現在、共生型サービスということで、利用したいといった相談はございませんので、今後、そういった相談があれば適切に対処したいと思います。ただ、今回でいう地域密着型の中の共生型サービスは別の意味で、ある意味、共生社会を目指したような動きはありまして、介護のほうの基準を満たすもの、あと同時に、大きな事業所でいくと、障害のほうの基準を満たすもの、そういったものがある意味、共生型という考え方のもと、根本は一緒ですので、そういったものはございます。現状としてはそのような感じ です。

◎副委員長（鈴木麻住君） この共生型地域密着サービスですけど、ガイドラインとかいろいろ確認というか見たんですけど、非常に何か多岐にわたって細かく決められているという、例えば従業員の要件だとか、部屋のあり方だとかいうことも含めてですけども。それで、高齢者の介護と大きく身障者ですよ。それから、保育までちょっと言及しているような話がありまして、それと児童の発達支援だとか。要するに所管するところがいろいろ多岐にわたるんですけど、これを例えば管理していこうというか、チェックしていこうというか、いろいろな支援にしても、どういう体制で、この事業所がもしできたら、そういうことをやっていくのかなあというのがちょっとよく見えないんですけど、何かイメージってあるんですかね。そこら辺をちょっと教えてください。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） まず、共生型サービスのあり方ですけども、高齢者と障害者、障害児が同一の事業所でサービスを受けられるというものでありまして、介護保険制度、または障害福祉制度のいずれかの制度

で指定を受けている事業所がもう一方の制度のサービスの指定を受けやすくするようものになっております。例えば、今までは、介護保険優先の原則ということで、障害者が高齢者になって介護保険の被保険者となった場合は、その障害者がそれまで利用してきた障害福祉サービス事業所が介護保険サービス事業所としての指定をあわせて受けていなければ、その障害者はそれまで利用していたなじみの障害福祉サービス事業所とは別の介護保険サービス事業所を利用しなければならなかったんですが、共生型サービスでは、引き続き利用できるということで、そういったメリットはございます。

先ほどおっしゃられたように、こういったイメージで運営をしていくかということなんですけれども、障害福祉サービスのほうにも専門職であったりが入っておりますので、そういった方があわせて介護の方のほうの面倒を見るような形になりますけれども、それに当たっては、介護保険サービスの事業所での技術的な支援を受けるということを前提にしておりますので、そういったところで補っていくことになってくるかと思っております。

◎副委員長（鈴木麻住君） 例えば、要は介護施設がありまして、そこに放課後等デイサービスという機能が付加されて、そうすると、ある時間帯になると、障害を持った方がデイサービスのサービスでそこへ来て、一緒にサービスを受けるというようなイメージにはなるのかならないのか。あるいは、高齢者の介護サービスは、時間がある程度3時とかで終わりますよね。その後、そういう放課後等デイサービスのサービスを行うという、要するに施設を有効利用しようという発想なのか、一緒に全部サービスしちゃうんだよという発想なのか、その辺はどうなんでしょうか。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 今回の共生型というのは、そういった方が一緒に過ごすことによって改善する効果、そういったものを得るところもありますので、時間を分けて別々にとということではなくて、一緒にサービスを受けるということになってまいります。

◎委員（木村冬樹君） 共生型サービスというものは、多分、発想としては、障害者のための障害者福祉サービスを今までやっている事業所が、例えば通所介護だとか、そういう基準を満たすようなスタッフや面積とかを確保してやるということによって、だからどちらかというところ、介護施設のほうが障害者のほうに手を広げるんじゃなくて、障害者福祉サービスをやっているほうが介護に手を広げるという発想のもとでやられる事業だというふうに思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 先ほどおっしゃられたように、障害福祉サービス事業所が介護のほうに入り込むといったイメージですので、おっし

やるとおりです。

◎委員（堀 巖君） 今の話なんですけれども、事業所の効率性を上げてもうけをふやすという観点と、本当に障害者の本人の幸福度や管理監督する親御さんやそういう人たちの思いみたいなところから、共生型サービスが本人にとって望ましいという判断に立って、世の中全体が共生型社会に向かうということを目的として、このサービスがどんどん広まっていくように、国や県や市やそういうのが連携して提供していくという方向になっているのか、そのことがさっき鈴木委員が質問したところだと思うんです。

もし、共生型サービスが本人のためやいろんなものに有効であれば、やっぱり市としても今の障害者のサービス事業者に対して、もう少し手を広げるような支援を行っていくべきだというふうに考えちゃうんですけれども、そこら辺については、民間事業者のなすがままというか、自然に需要と供給のバランスでもって見ていくのか、市としてもやっぱり取り組みを何かしていくのかという点についてお伺いします。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 介護の世界のみならず、今は地域包括ケアということで、これまで縦割りであった障害のサービス、介護のサービスを丸ごと面倒を見ていくと、そういった考えがございいますので、あくまでこれは障害者、介護の必要な方、そういった方の視点に立っての考えですので、市としてもそれは積極的に進めていかなければいけないものと考えております。

◎委員（木村冬樹君） ちょっと共生型サービス以外のところでの質疑です。済みません。

主な改正内容の2つ目として、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護の訪問介護員等の要件といたしますか、それを定めるものがありますが、従来どおりということでもありますので変わらないというふうに思いますが、介護保険法施行規則の改正の中で、その政令で定めるものの要件が追加されたというふうにありますか、この施行規則の中の変更点といたしますか、こういったものはどういふ変更があったのかということがわかりましたら教えていただきたいと思えます。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 法第8条第2項の政令で定めるものですが、介護保険法施行令第3条第1項にて、研修課程を修了した者である旨が規定をされておまして、その具体的な研修課程が介護保険法施行規則第22条の23にて規定をされております。従来、介護保険法施行規則第22条の23は、介護職員初任者研修課程のみの規定でありましたが、介護保険法施行規則の一部改正によりまして、介護職員初任者研修課程に加えまして、生



生活援助従事者研修課程が創設をされました。生活援助従事者研修課程が創設されましたが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護の訪問看護師等の要件につきましては、従来どおり、介護職員初任者研修課程を修了した者とするために所要の改正を行っております。

なお、研修の内容についてですけれども、介護職員初任者研修は、介護に携わる者が業務を遂行する上で必要最低限の知識、技術、それとそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけて、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的として、講義と演習を一体的に実施する研修でして、研修時間数としては130時間となっております。

一方、生活援助従事者研修ですけれども、こちらは、生活援助中心型のサービスに従事する者の裾野を広げるとともに、担い手の質を確保できるようにするために、生活援助中心型のサービスに従事する者に必要な知識を取得することを目的として、講義と演習を一体的に実施する研修でありまして、研修時間数のほうが、介護職員初任者件数過程の約半分、50時間となっております。以上です。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。新しい生活援助の支援者の研修が加わったということですが、市としては、130時間かけて講義と実地、そういうものを含めた初任者研修のほうを要件とするということだと思います。それはその方向でいいなというふうに思っております。

もう一点ですが、この説明資料の中の主な改正内容の4つ目のところがちょっとわかりにくいんですね。第61号における特別養護老人ホーム等の定義が変わったということで、括弧づけの位置がいろいろ変わったりしているものだからちょっと読み取りにくいんですが、もう少しわかりやすくどう変わったのかというところを説明していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 第61号ですが、単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型認知症対応型通所介護の事業を行う者が事業所ごとに置くべき従業員の員数について定めておりますが、単独型指定認知症対応型通所介護の説明として、「特別養護老人ホーム等に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護」とするところなのですが、特別養護老人ホーム等の説明部分が「特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設、または特定施設に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護」としてありまして、単独型指定認知症対応型通所介護の説明となるべき「併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護」の部分

が「特別養護老人ホーム等」の説明に含んでしまっているということで、正しく改正をするものになりますので、よろしくをお願いします。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。今までのところは、特別養護老人ホーム等というものの規定される部分を一つ区分をして、その後に、それに併設されていないというふうな表現をわかりやすく直したということによろしいかというふうに思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 委員のおっしゃるとおりです。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議は省略していいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第76号「岩倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第76号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第77号「岩倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

討論のほうございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。  
議案第77号「岩倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第77号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第78号「岩倉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 本会議では、主任介護支援専門員のことについてまたここでも議論があったというふうに思います。この資格が先ほども言ったように、試験を受けて国家資格みたいにそういうふうなものじゃないもんですから、なかなか難しいところだなあというふうに思っていますし、これからこの資格についていろいろ研究する中でまた質疑することがあるかというふうに思います。

私が聞きたいのは、この省令の公布と施行から一定期間がたっているところでの条例の一部改正ということで、少し議案の説明が行われた全員協議会でも議論があったところだというふうに思いますけど、いわゆる研修を修了した者を主任介護支援専門員とみなすという措置がずっと行われてきたというふうに思っていますが、これは経過措置というふうに見ていいのかどうか、みなし期間みたいなものがあるのかどうか、いつまでにこの条例できちんと基準を定めなきゃいけないのかというところについて、何かそういう法令での縛りがあるのか、こういった点について少し説明をしていただきたいと思えます。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 更新制度を導入する前、平成28年度に更新制度が導入されたわけですけれども、導入前は、介護支援専門員は、主任介護支援専門員研修を受講すると主任介護支援専門員としての資格が与えられまして、有効期間はありませんでした。平成28年度から更新制度が導入さ

れたことによって、主任介護支援専門員研修を修了した日から5年を超えない期間ごとに更新研修を修了することになりました。

なお、平成27年度以降に、主任介護支援専門員研修を修了した者の資格の有効期間は、当該研修を修了した日から5年ですけれども、平成26年度以前に主任介護支援専門員研修を修了した者には経過措置が適用されまして、平成18年度から平成23年度に主任介護支援専門員研修を修了した者は、平成31年3月31日までの間は、主任介護支援専門員更新研修を修了した者とみなされます。平成24年度から平成26年度に主任介護支援専門員研修を修了した者は、平成32年3月31日までの間は主任介護支援専門員更新研修を修了した者とみなされまして、ですので更新研修を受けずに主任介護支援専門員でなくなるという者があらわれるのは平成31年4月以降でありますので、このタイミングで改正をしたものということになりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員（堀 巖君） 改正前も改正後もそうなんですけれども、原則としてというふうにあります。これは1号、2号、3号それぞれに係る言葉だというふうに思いますけれども、となると今の言われた経過措置みたいなところは、別に守らなくても、原則としてという、原則じゃない場合ってどういった場合が認められて、今の経過措置は必ず、例えばこれは員数は1人というのも別にゼロでいいのかどうなのか、そこら辺の考え方をお伺いいたします。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君）

また後で答えさせていただいてよろしいですか。

◎委員長（鬼頭博和君） じゃあ後ほど御答弁いただくということでよろしいですか。

他に質疑ありませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議は省略をさせていただきます。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第78号「岩倉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第78号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第85号「岩倉市ふれあいセンターの指定管理者の指定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑はないようですので、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第85号「岩倉市ふれあいセンターの指定管理者の指定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第85号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第86号「岩倉市地域交流センターみどりの家の指定管理者の指定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

参考資料のほうは各委員のお手元にお配りしてあると思いますので。

◎委員（木村冬樹君） 本会議の質疑で部長が答えられたところで、これプラスいろいろまだお答えされたことがあったというところで、余り記憶がちょっと定かではありませんが、プロポーザルのときの質疑内容だとか、それに対してどういうことをやっていきたいというようなことも、このコニックス株式会社のほうから提案されたというふうにお聞きしたところだというふうに思います。その辺のやりとりをもう一度説明していただければというふうに思います。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） こちらで資料を

お示しさせていただいたところが指定管理者の概要でございます。流れといたしましては、まず6月に債務負担行為のほうの議決をいただいた後、8月から指定管理者の選定委員会を開催して募集を行ったところでございます。繰り返しにはなるところでもございますが、現地説明会に5者参加があった中で、質問の受け付けをしておりました。その質問につきましては、3者から質問があり、総勢約40問ほどの質疑等ございました。そちらについては回答をさせていただいた中で、最終的な応募は1者であったというところでございます。

その1社につきまして、10月11日に選定委員会というところで企画提案等に係るプロポーザルを実施させていただきました。その中では、先ほど委員の御質問にありまして、企画の提案内容等もお伺いをしているところでございます。例えば、中高生世代に向けてはどのようなことをやっていかれますかというような御質問等もさせていただいている中で、指定管理者のところで、高校生や大学生向けのイベントについてNPO団体とやったような実績があるよというところで、そのようなプログラムを使って、将来、学生たちとも話をするような場も設けたいであるとか、一般的なところでは、例えばヨガ教室であるとか、将棋教室であるとかというようなところも考えているというようなお話は頂戴したところでございます。

その選定委員会の中で、評点といたしましては公表してございますとおおり、83.33点というような評価をしておりまして、実績等も勘案した中で、指定管理者として、1社ではあったものの責務のほうは十分担うことができるという業者であると判断して選定をしているところでございます。よろしくお願いをいたします。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。やはり、そういうところが大事だというふうに思います。よその実績等もあるかというふうに思いますし、選定の流れなんかも資料として必要ですけど、やはりどういうことをこの会社のみどりの家で実施しようとしているのかというところを説明していただく、資料としていただくというのが僕は大事だというふうに思っています。それで、中高生の居場所づくりだとか、多世代交流等が提案されたということだというふうに思います。

それで、みどりの家の指定管理者制度を導入した際、議会とのやりとりの中で、市内の活動している団体への指定管理について考えるということで、株式会社としてはどうかというようなことも、議会とのやりとりの中ではあったというふうに記憶しています。そういうことも踏まえて、今回、この株式会社に指定管理をお願いするという判断に立ったという経過についても少

し、考え方の変化についても教えていただきたいというふうに思います。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 前回の指定管理者のところは、市内のNPO法人というところでした。その中で、もともとNPO法人のほうがちよっと解散をするというところで、今回の公募をさせていただいているところですが、近年、指定管理者制度が進んできている中で、法人等に限らず、市内業者に限らず、株式会社等でも一定の実績が出ているところがふえてきているというところは評価をするというところだと思います。

その中で、同様の施設であるとか公の施設等での実績も十分出てきているという中で、市のほかの施設においても同じような実績を出せているようなところも会社で出てきているところだと思います。その中で、一定、株式会社等につきましても、私どもの本来の評価の結果で全うできるということができれば、判断が可能ではないかというふうには判断しておるところです。結果として、応募のほうが市外のところ1社だったというところではございますが、そこが仮に市内だったとしても同様の評価の中で採点はできたものであるというふうには考えております。

◎委員（木村冬樹君） いざ、この指定管理者の指定という段階でこういうことを言うともう手おくれだなというふうには思っていますけど、やはり以前の子どもたちの発達支援だとか、そういういろんな機能を持った地域交流センターでありますので、株式会社よりもやっぱりこういう市民団体だとか、そういったところに委託したいという答弁があつて、そういった流れを考えますと、やっぱり直営に戻すようなことなども検討しながら、しかしながら最終的にこういう決定になっていったというところなのかなあというふうに思うんですけど、そういった考え方の変化、時間がたつにつれて、やっぱり株式会社がいろんなところでこういう指定管理者として受けて、その実績が上がってきているという状態はあるというふうに思うんですけど、その辺がちよっと経過的な説明というか考え方の変化について、もう少し話していただきたいなというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） みどりの家につきましては、おっしゃっていただいたとおり、最初は任意指定ということでイキイキライフの会、それから2期目は同じようにプロポーザルだったというふうに思います。その中から、NPO法人のわくわく体験隊が指定管理にふさわしいということで、そのときも民間企業との競争の中で選定委員会の中で選んできたというふうに考えております。そこについては、正当な比較のもとに選んできたというふうに思います。おっしゃられるとおり、ここについては、地域交流

センターということで、多世代交流とか、岩倉市としては特徴的な施設でございますし、大切な施設だというふうには認識はしております。岩倉市内の業者さんでいけば、ローカルワイドウェブさんですか、来未さんとかというようなことも考えられるんですけど、ちょっと施設の受け切れないというところもありまして、結果的に応募いただいたのが1社だといったところだったかと思えます。

途中、現説のときには近隣のNPOさんも来てくださっていたんですけども、運用とか、説明会を経て、やっぱり団体としては厳しいという判断をされて応募に至りませんでした。今のここの選定したところについても、私どもも初めての会社ですが、プロポーザル、それから提案書を見ると、十分に当たるというような判断をしておりますし、資料にもございますように、こども未来館といった似たような施設、日進市のにぎわい交流館といったところも、これは合同なんですけれども、そういった実績もございまして、十分に担えるといったところで、今回は株式会社でありますけれども、選定をしたところではございます。結果としてはそういったところでございます。

直営にというようなことについては、最初に指定管理者の選定委員会の際にも評価をさせていただきまして、それから利用者の方のインタビューなんか実施しながら、やはり指定管理者での効果ということも判断して、いま一度指定管理を継続していこうという判断はございましたので、ずっとやっているからそのままという考え方ではないというふうには申し上げたいというふうに思います。これから引き継ぎに入ってまいりますので、そのあたりも十分私どもも入りながら、現在の運営、利用者の方に支障を来さないような引き継ぎをしてまいりたいというふうに考えております。

◎委員（堀 巖君） まず、市全体の考え方で、今のわくわく体験隊、イキイキライフの前の任意指定も含めて、そのときは、民間委託等検討ガイドラインというのは旧の、最近更新されて新しくなっていますけれども、旧の考え方では、やはり公共施設というのは地域住民のためのもので、地域住民にお返しするという基本的な考え方がある、まずはお声がけとして、地域住民のNPOやそういったところに声をかけてやっていただける……、そういうことを打診したり、それがだめだったら、次は公募プロポーザルみたいな話で、指定管理者制度、委託、それぞれ手段としてはありますけれども、今回、指定管理者ということなんですけど、そこら辺の考え方が、その精神が多分変わっていると思うんです。だから、さっきのふれあいセンターは、ずうっと実績が積まれていて、任意指定というのはよくわかります。

だけど、今回の全く新しい、例えば前のわくわく体験隊でやられていたと



きの実績と評価というのはしていますよね。それで、さっき直営に戻すかどうかというのは考えたというふうに言われたけど、大抵の施設の指定管理は、本当に直営でやっていたときの評価と、指定管理者のメリット・デメリットというのは本当にきちんと考えてやったとは僕は思えていません。そういう見方ができません。やはり、指定管理ありきで動いている感は否めないというふうに思います。

このコニックスについて、これだけの資料で、ほかでもやっているからという話で納得できるかどうかというのは、それぞれの議員の判断にはよると思うんですけども、まず、ちょっとごめんなさいね、長くなって。お聞きしたいのは、新しい民間委託等の全体的な考え方の中で、今言った精神が消されたのか消えていないのか、まずお伺いします。

◎総務部長（山田日出雄君） 少し全体的な考え方を私のほうからお話をさせてもらいます。

確かに、以前の民間委託等のガイドラインについては、最初のところで市民協働といったところが、そうした視点が必要だというところがありました。その点に関しては、岩倉市全体のまちづくりの指針であります総合計画においても、協働というのは第一義的にその目的、基本理念としても掲げているところがあります。そういうことは、基本的な施策、あるいは事業については、協働の視点は必要だというふうには考えております。ただ、今回、ガイドラインを見直しさせていただきましたが、あえて協働というところはうたっておられませんけれども、先ほども申しましたように、協働という考え方、理念を進めていくというところの一つあります。ただ、今回の選定経過については、先ほど少し話もありましたけれども、現指定管理者の状況にもよりますし、また民間企業をある意味逆に排除するものではないというふうな考え方から、こうした選定を経てきたものであります。

◎委員（堀 巖君） 債務負担行為は5年ということで、前回あったと思うんですけども、この新規の場合、そのときも議論があったと思うんですけど、新規で全くわからない場合は、やはり当初の3年で様子を見るというのが慎重な判断ではないかなというふうに私は思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 現在、指定期間も5年で、4年を経過しているところではございます。利用者アンケートのほうの結果も良好でありまして、利用者数の実績等も踏まえて、民間企業のノウハウが活かせるというところである指定管理者制度の効果が発揮できている結果であるというふうには考えております。今後も、より安定的な運営

を可能として、データを蓄積していくことで利用者へのフィードバックは、それらの実績から可能ではあると考えております。また、確かに当初は3年という考えはあるかもしれませんが、全国的に見ましても、総務省の調査で指定期間としては5年という期間も65%等で一般的には多くて、全体的な指定管理期間は長期期間にある傾向にはあるというところでございまして、今回も当初からではございますが、5年というところで判断はさせていただいているところでございます。

◎委員（宮川 隆君） ある意味、整理する意味合いも込めて、あえてお聞きするんですけれども、今の答弁だと、全国的にそういう傾向にあるから5年でいいんだというように聞こえるんです。意図するところはそういうことではないと思いますし、本来の使用目的というものをする場合において、このコニックスという委託会社が他市においての一定の成果が上がっている、それを評価した上で、安定的な運営を行うためには5年が望ましいという判断をしたというふうに理解するんですけれども、そういう考えに基づいて行われたというふうでよろしいのでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 申しわけございません。そのとおりでございまして、6月議会の債務負担行為の議案の際に、同様の御質問の中では、もともとの中でまずもって安定をした運営をするためには5年はやっぱり必要であるというような内容はお答えをさせていただいているところでございますので、そのとおりでございます。よろしく願いします。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。次に、議員間討議ありますでしょうか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、議員間討議はないようですので、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

◎委員（堀 巖君） 議案第86号「岩倉市地域交流センターみどりの家の指定管理者の指定について」、反対の討論をいたします。

やはり、指定管理者制度ありきで進んでいる感が否めません。これだけの多額の5年間の金額を1者随契でやることについて、ほかの工事、市の全体のことから考えると、それは余りにも危険だと思います。やはり、指定管理者、民間委託をするときには、競争の原理を働かせるという一つの観点があ

り、公募したら複数の中で選定するのが望ましいというふうにされているというふうに思います。また、指定期間についても、やはり5年という経営安定の観点からだけではなくて、やっぱり市民のサービスを基礎に考えると、本当に5年という長い期間を預けてしまうというのは非常に危険性が高く、慎重な判断をして、新規の事業者についてはまずは3年をするべきだということも必要だというふうに思います。

以上をもって反対といたします。

◎委員（関戸郁文君） 議案第86号「岩倉市地域交流センターみどりの家の指定管理者の指定について」、賛成の立場で討論させていただきます。

今、複数年にわたる高額の契約が1者随契になっていることが問題であるというようなお話でございましたが、私としては、下記により問題ないと判断いたします。

まず一つ目としましては、現地説明会で5者参加していて、そのうち1者だけが応募したということでしたが、説明はありましたが、その1者と無条件で契約したわけではなく、企画提案のプレゼンテーションの結果、指定管理者選定委員会での評価、高評価だったという話ですが、評価の上で指定管理者を決定している。

2つ目は、選定結果はホームページにも開示されていますけれども、評価結果は83.33点と高評価だったということです。また、今の説明でもありましたが、他の自治体での実績や自主事業としても期待できる旨の評価をしていて、市は指定管理者として責務を果たせるであろうと判断していると。また、3年のほうがいいんじゃないかというお話もございましたが、経営を5年間で安定させたほうがいいんじゃないかという意見にも納得できるところでございます。

以上2点から、本議案に対して賛成するものといたします。

◎委員長（鬼頭博和君） 他にありませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） それでは討論を終結し、採決に入ります。

議案第86号「岩倉市地域交流センターみどりの家の指定管理者の指定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第86号は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第87号「岩倉市学習等共同利用施設大上市場会館の指定

管理者の指定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（堀 巖君） これも公の施設です。幾ら地域の会館であろうとも公の施設であって、市の財産でありますので、効率的な運用が必要であります。それを指定管理者として、大上市場区という任意の団体に委ねるというものでございますけれども、この指定管理者に対する過去の評価についてどのようなになっているのでしょうか。施設の稼働率を含めて御説明いただきたいというふうに思います。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼図書館長兼生涯学習センター長（竹井鉄次君） 評価につきましては、毎年報告いただいているとおり、収支も安定しておりますし、利用者数等も安定してございますので、指定管理者としての資質に問題はないというふうに考えているところであります。以上です。

◎委員（堀 巖君） 今、収支というふうに言われましたけど、ここは貸し館がメインのものでは、確かに目的外利用だとかいうのはお金は取ることはあるでしょうけれども、収支というのは非常に大きな観点なんでしょうか。稼働率というのはいま聞いていませんけれども。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼図書館長兼生涯学習センター長（竹井鉄次君） 収支につきましては、運営が正常に行われているという意味での収支は一つの判断の材料になろうかなというふうに思います。稼働率については、済みません、私が言ってしまいましたけれども、稼働率というよりは利用者数も一定の利用者があるというようなことをお答えしたかったということでございます。訂正します。

◎委員（堀 巖君） 一定の利用者とかではちょっと曖昧、漠然とし過ぎます。ほかの例えば共同利用施設と比べて、せめてどうだというところはありますか。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼図書館長兼生涯学習センター長（竹井鉄次君） 全てのところと比較するというのはなかなか難しいですけども、大体平均的なところを見させていただきますと、大上市場会館については、利用者は多いというふうに結果的には出ているというふうに思います。

◎委員（堀 巖君） 本会議でも言いましたけれども、こういった地域の

会館というのは、ほかの例えば総体文とか、生涯学習センターとかに比べると、稼働率は押しなべて低い、全体的には低いというふうに答えてみえると思います。だから、稼働率といった場合に、どのように当局として指標を持っているのか、ほかの施設でも使うと思うんです。それを具体的に多いとか少ないと言われてもなかなか伝わってこないなので、数値として何かお持ちだったら教えてください。

◎委員長（鬼頭博和君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼図書館長兼生涯学習センター長（竹井鉄次君） 学習等共同利用施設の比較という意味でございますけれども、その中では、大上市場が月の利用人数の平均というところでは一番多いということになっております。月平均が748名の利用平均でございます。その他、定期的に利用する業者とか、団体とかというのも幾つかあるということでございます。以上です。

◎委員長（鬼頭博和君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼図書館長兼生涯学習センター長（竹井鉄次君） 言葉少なくて申しわけありません。

先ほど申し上げましたのは、大上市場会館の月の平均の利用者数ということで748名と申し上げましたけれども、その次に多いところで、東町会館が月635名で、一番少ない会館でございますと月56人というところもございませぬ。その56人よりも多いところでいきますと、次は123人、そんなようなことになってございます。以上です。

◎委員（堀 巖君） よくわかりました。

次の質問なんですけれども、本会議でもお聞きしました。聞いていないか。大上市場区という任意の団体の規約であるとか、そういう任意の団体であったとしても、規約なり組織の構成であるとか、そういうものは必要だというふうに私は思いますが、それが無いという答弁だったと思います。再度お尋ねします。ないんですか。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼図書館長兼生涯学習センター長（竹井鉄次君） ありません。

◎委員（堀 巖君） やはり幾ら地域のそれぞれの行政区を総称したものであっても、そういったものはつくっていただかないといけないと思います。

というのは、鈴木委員から、西市だとか、そういう細かいところの区長さんからの声で、その責任所在の明確化だとか、誰がこの中の代表でどういうふうに指揮系統があるのか曖昧になってしまうと、その館全体の運営についてやはり一部支障を来すようなおそれがあるというふうに思います。ですので、これはお願いというか意見なんですけれども、今後、指定管理を指定するについては、ほかの企業並みとは言いません、NPO並みとは言いませんけれども、やはり一定の要件を満たす整備が必要だというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

◎教育子ども未来部長（長谷川 忍君） 本会議でもお話しさせていただいたように、指定の名称について、議案に示してあるとおりでございまして、指定の申請書については、各5区の区名、区長さんの押印をいただいております。本会議でもお話ししましたが、大上市場区というのは、それをまとめた総称という形で指定管理の指定をしております。ですので、大上市場区代表印ですとか規約等というのは、そのときは曖昧でしたけど、実際、今、代表でいらっしゃる方に聞いても、やっぱり口頭的なものしかない、調べていただいたんですけど、代表、大上市場区の順番になるんだという口頭での申し立て、引き継ぎのものを見てもないというふうにおっしゃられました。各区についても、多分規約が今はあるところが多くなってきておりますけれども、規約というふうじゃなくて、区費だけを定めているところだとか、役員についても明確になっていないところもあるようではございます。こういったことも受けまして、現在の代表の区長様には、そういったことを申し伝えたりとか確認もしていただきましたので、一度、簡易な申し合わせ等も必要ではないですかといった申し入れはしていきたいというふうに思います。

◎副委員長（鈴木麻住君） ちょっと確認させてください。

今回の契約、3年契約を更新されたということで、今の大上市場区で5区のそれぞれの区長さんが署名されたと、契約書にということですね。ここの5区というのは、基本的には大上市場区というくくりなんですけど、区長さんは毎年かわっていくんですね。その5区での責任者というのか、大区長というんですけど、それも持ち回りでやっていくんですよね。そうなってくると、その年その年の区長の考え方で、もうこんな会館管理嫌だという声も事実上がってくるんですよ。そうすると、例えば、西市だとか新柳が抜けたとして、次契約するとき大上市場区という総称になるのか、例えば3区でそれが成り立つのか、そういうところはどういうふうに考えられているんでしょうか。

◎教育子ども未来部長（長谷川 忍君） ほかの会館でも、例えば八剣会館

でも1区ですけれども、5年でお願いしていますが、区長さんによってそれぞれ考え方は異なるのかなと思いますし、ただその時点では、区の総意として区長さんからいただければ、総意として申請をいただいた区というふうに捉えております。今回も、まだ協定書ではなくて、今後3年間指定を受けたいという指定の申請書をいただいたところには、各5区の区長様が押印をいただいた。ですので、3年間は5区の総意というふうに受けとめておりますけど、それ以降、もし1区抜けるということであれば、大上市場という建物ではありますけれども、3区での指定管理をお願いしていくということも考えられるかというふうには思います。

◎委員（堀 巖君） 傍聴者の方がお見えですので、正確にしておきたいんですけれども、これは契約ではありません。行政処分として、市が本来やるべき仕事を全部移譲するというか、お任せするということなので、ちょっと契約とは違って、その観点からしても、きちっと協定書という形、行政処分した後は協定書が交わされますけど、行政処分としてちゃんと指定するわけですから、大上市場区という団体について、雲の上の存在みたいな形ではなくて、やっぱりきちっと骨格をつくっておくべきというのは再度お願いして、質問はこれで終わります。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。次に討論に入ります。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第87号「岩倉市学習等共同利用施設大上市場会館の指定管理者の指定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第87号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 先ほど、議案第78号で堀委員からの質問に対する回答をさせていただきたいと思いますが、地域包括支援センターの職員に関する原則の考え方ということで、原則ということで例外もあるという御指摘でありましたが、例外がございまして、地域包括支援センターの職員ということで、常勤職員を配置することが著しく困難な場合にあっては、

適切な業務を遂行できるかどうかについては、地域包括支援センターの運営協議会の判断を得た上で、経過的に、一時的にセンター職員の一部をこれに当てられるという取り扱いがございしますので、例外もあるということになりますので、よろしくお願いたします。

◎委員長（鬼頭博和君） よろしかったですかね。

それでは、午前のほうをここでちょっと切りたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） では、ここで一旦休憩に入ります。

午後は1時10分から再開いたします。よろしくお願いたします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、休憩を閉じ再開をしたいと思います。

午後は、請願の審議のほうをさせていただきます。

順番ですけれども、きょう請願者の方がお見えになっておりますので、まず先に、請願第13号のほうから審議をしたいと思います。

それでは、請願第13号「岩倉市歯と口の健康づくり推進条例制定に関する請願」を議題といたします。

請願者より意見陳述されたいとの申し出がありますので、これを認めます。小椋先生、意見陳述をお願いいたします。

◎陳述人（小椋貴夫君） こんにちは。

私は、一般社団法人尾北歯科医師会で副会長、そして岩倉地区長を務めております小椋貴夫と申します。本日はどうぞよろしくお願いたします。

まず初めに、このたび12月1日に「健幸都市いわくら」が宣言されましたことにつきまして、まずもってお喜びを申し上げます。

この健幸都市いわくらが宣言されたことにより、岩倉市民の方々が今後さらに健康で幸せな生活ができるまちづくりのお手伝いを今以上に、私ども尾北歯科医師会が微力ながら協力をさせていただきたいと考えておるところでございします。また、このタイミングで私ども尾北歯科医師会が歯と口の健康づくり推進条例制定に関する請願を出させていただくことに関しましても、健幸都市いわくら宣言とつながりがあって、非常に感慨深いものだと考えておる次第でございします。

それでは、本日出させていただきます岩倉市歯と口の健康づくり推進条例制定に関する請願につきまして、請願趣旨と請願事項を読み上げさせていただきます。

読み上げる前に、この請願に至るまで大変な御理解と御協力をいただきま



した、きょうの請願をお導きいただきました岩倉市議会の真政クラブ、創政会、共産党、公明党、全ての会派の市議会議員の先生方には、この場をおかりして厚く御礼申し上げます。また、久保田市長、そして岩倉市の健康課を初めとする執行部の方々にも、ここに至るまで何度も会合を重ねて勉強させていただきましたことにつきまして、大変感謝申し上げる次第でございます。

それでは、読み上げさせていただきます。

岩倉市歯と口の健康づくり推進条例制定に関する請願。請願趣旨、超高齢化社会の我が国では、歯科口腔に関する健康推進の取り組みが欠かせないという判断により、平成23年8月10日に歯科口腔保健法が公布、施行されました。また、8020運動発祥の地である愛知県においては、愛知歯と口の健康づくり8020推進条例が平成25年3月29日に公布、施行され、現在、愛知県歯科医師会12地区の市町村において、口腔保健の推進に関する条例が次々と公布、施行されています。さらに、平成29年6月9日には、歯科保健医療の充実が盛り込まれた経済財政運営と改革の基本方針2017（骨太の方針）が閣議決定され、具体的には、口腔の健康は全身の健康にもつながることから、生涯を通じた歯科健診の充実、入院患者や要介護者に対する口腔機能管理の推進など、歯科保健医療の充実を取り組むと記載をされました。

以上のことを鑑み、今回我々が要望いたします岩倉市歯と口の健康づくり推進条例における主たる内容は、次のとおりであります。

1. 歯科疾患の早期発見、早期治療の促進。
2. ライフステージに応じた歯科口腔保健の推進。
3. 各分野の連携に基づいた総合的かつ計画的な歯科口腔保健の推進。

これらは既に岩倉市が行っている事業に即した内容となっており、決して非現実的な内容ではありません。さらに、内外にアピールすることにより、高い評価を得られるものと確信いたしております。

歯科口腔医療の充実を図ることは、健康いわくら21が目的とする健康寿命の延伸と健康格差の縮小に直結するものであり、岩倉市が現在策定中の健幸都市宣言、岩倉市健康づくり計画、ひいては同計画の基本理念である「住むなら岩倉！ 子育て、健康、安心なまち」の実現に大きく貢献できるものと考えますので、当歯科医師会の志をお酌み取りいただきますようお願い申し上げます。

請願事項として、岩倉市歯と口の健康づくり推進条例の制定、施行。

どうかよろしく願いいたします。

ここから少し補足説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

◎委員長（鬼頭博和君） お願いします。

◎陳述人（小椋貴夫君） 現在、岩倉市では、歯科の部分において幅広い年齢で歯科保健事業を行っております。具体的には、乳幼児には1歳半、2歳、2歳半、3歳の歯科健診、そして春と秋にはフッ素塗布、また保育園に上がりますと各保育園での保育園の歯科健診、年長組の園児にはフッ化物洗口を行っております。また、春と秋にはフッ素塗布を行っております。そして、小学校に上がりますと、各小学校では、学校歯科健診、1年生から3年生の間にはフッ化物洗口を行っております。また、春と秋のフッ素塗布には1年から3年生までは対象となっております。そして、中学校に上がりますと、中学校では学校歯科健診、そして岩倉高校では、ここも学校歯科健診を行っております。さらに、成人になりますと、30歳、40歳、50歳、60歳、65歳、70歳、76歳、この年齢におきまして、節目歯科健診を実施しております。また、妊産婦に関しましては、母子手帳が交付されてから出産後1年の間に1回、歯科健診が受けられます。また、糖尿病予防の歯科健診も行っております。

健診事業はこのようなものを行っておりますが、そしてステージが上がり、80歳になった場合は8020歯の健康コンクール、こちらは80歳で20本以上歯を持っている方には市長から表彰を受けられるという事業も行っております。

また、少し健診事業とは離れますが、年末年始の休日診療として12月31日から1月3日までは、当番制において我々歯科医師会の会員が各診療所で持ち回りで、当番制で休日診療を担当しております。

そして、ステージが上がり、寝たきりになった場合、このときには訪問歯科診療を行っております。その訪問歯科診療に関しましては、窓口が岩倉市役所であり、岩倉病院の在宅サポートセンターであり、また我々の担当する会員の一人が窓口となって依頼を受けることになっております。そして、その患者さんのところに赴く場合に持っていく器械なんですが、こちらの器械は岩倉市で買っていただいて、それを使用させていただいておるところでございます。

今述べさせていただいたように、岩倉市では、市民に対して1歳半から80歳、そして寝たきりに至るまで、幅広い年齢にわたり、それぞれの年代別に歯科健診などの歯科保健事業を行っております。もちろん全てに私ども歯科医師会が協力をさせていただいておるところでございます。

歯の健康が全身の健康につながるということは、もう既に広く一般的に知られることになっておりますが、自分の歯がたくさんある人は健康で長生きできる方というのも多く、また歯を失ってしまった人でも、入れ歯などを入

れてかむ力を補えば、健康で長生きができるということがわかってきました。

先ほど、岩倉市の歯科保健事業についてお話をさせていただきましたが、高校生までは毎年歯科健診を受けられますが、それ以降の年齢については19歳から60歳までの間、この期間には10年から12年の空白期間があります。その空白期間の間に、自分の歯の問題に気づかずに放置してしまつて重症化するということも危惧されているわけでございます。この点に関しましては、私ども歯科医師会の責任でもあると思っております。歯科に対して怖いとか、痛いとか、そういうイメージを抱かれている方もたくさん見えますと思います。その部分は、私どもも反省をして、対策を考えないといけないふうに思っております。

それから、別の観点でいいますと、市民の皆様に歯と口の健康について、もっともっと関心を持ってもらうことが重要ではないかというふうに考えております。

少し話は横道にそれますが、これは私ごとで大変恐縮なんですけど、おととい岩倉市の保健センターで、歯科の健康講座で話をしてまいりました。演題が、高齢者によくあるお口のトラブルと誤嚥性肺炎を予防するためにできること、そういう演題で私、歯科講演をしてまいりました。その講演に先立ちまして、先週の水曜日、保健センターから電話がありまして、先生、来週の講演会ですけど、6人しか参加者がいないんですけど、やってもらえますかというふうに問い合わせがあったんですけど、どこかの歌手じゃないんですから、一人でも参加者がいたら行きますよとお答えをしました。いざ行ってみたら25人ほど、思ったよりすごい多くにぎわってしまつて、びっくりしまつて、受付の方に1週間ですごいふえたねというふうに言いましたところ、知り合いの方に参加をお願いしましたと。本当に職員の方には頭が下がる思いをしたところでございます。と同時に、市民の方は、歯科についての余り関心がないのかなと、歯科について関心が低いのかなというふうに、今さらながら認識をしたところでございます。

このたびお願いしております岩倉市歯と口の健康づくり推進条例制定は、市民を巻き込んで歯と口の健康づくりを推進しようという意味もあります。今まで歯科についてそれほど関心がなかった市民を、どうやって関心を持ってもらえるかということが重要であるというふうに私どもは考えております。

これまで、岩倉市と歯科医師会の間で歯科保健事業を考えて、市民の方々に提供してまいりましたが、条例ができることによって、市民の方々一人一人が歯と口の健康づくりに積極的に目を向けてもらえる、そういうふうに変えていけるものだというふうに、私たちは考えております。

ここまで長々と説明してまいりましたが、お聞きいただきましてありがとうございました。私ども歯科医師会は、岩倉市歯と口の健康づくり推進条例が制定され、それにより今以上に市民の方々が歯と口の健康に関心を持っていただいて、それがさらに岩倉市が健康で長生きをしていただける方が多いまちになっていただければいいなど、そういう一念で今回の請願を出させていただきました。その思いをお酌み取りいただきまして、何とぞ条例が制定され、なおかつ施行されるまでの道筋をつくっていただきますよう、どうかよろしくお願いを申し上げます。どうもありがとうございました。

◎委員長（鬼頭博和君） 意見陳述ありがとうございました。

それでは、紹介議員の補足説明は特によかったですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

◎委員（堀 巖君） ちょっと陳述人ではなくて、当局にお聞きしたいんですけれども、近隣の条例の制定状況を確認したいんですが。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（長瀬信子君） 今、こちらで把握しているところは、愛知県内では11の市町村についての制定状況は把握しております。そのうち近隣におきましては、春日井市、一宮市、あと少し離れますが名古屋市で、あと海部郡のほうの市町で制定しているところが複数あります。

◎委員（堀 巖君） お隣の江南市が近々、条例制定に動き出したという情報が入っているんですけど、その情報はつかんでみえますでしょうか。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（長瀬信子君） 江南市におきましても、条例の制定をしていくというふうなお話は聞いておりますけれども、いつごろに制定するかというのはまだ確定はしていないというふうに聞いております。

◎委員（木村冬樹君） この請願に先立ちまして、尾北歯科医師会の方から各会派のほうにも参考資料が送られてきているというふうに思います。それを見ますと、岩倉市ともいろいろ話し合いをしてきているという状況があるというふうに聞いておりますが、岩倉市では、体全体の健康づくりの条例の中に歯と口腔のものを入れていくというような考えを持っているということで、それと単独で条例を制定してほしいという尾北歯科医師会の方々との意見が少しずれがあるかなというところを感じております。

それで、この辺の状況がどうなのかなというところで、当局はどのように考えているのか、また歯科医師会としてはやはり単独というところに非常に

こだわりがあって、そのことで理念を理解していただくという意味で、非常に単独でやったほうがいいんじゃないかということが書かれているわけですが、そういった点について、いま一度、市のほうの今の考えと歯科医師会の考えをそれぞれちょっとお聞かせいただきたいと思います。

◎**陳述人（小椋貴夫君）** 私ども歯科医師会の考えといたしましては、体の健康診断に関しましては、例えば大人になったときでも年齢の制限がなく健診をされているというふうに考えております。ただ、歯科健診となると、先ほども言いましたように30歳、40歳、50歳、60歳、65歳、70歳、76歳、この年齢しか歯科健診を行うことができないと、今そういう状況です。ただ、それはなぜかという、私どももよくわからないんですが、歯科の法整備が不十分ではないかなというふうに思っています。

体の健康の健康診断に関しましては、そういう法整備がしっかりできていて、全ての年代で健診ができるようになってはいるとは思いますが、歯科に関してはその部分が少し弱いのではないかとということで、単独の歯と口の健康づくり推進条例をつくって、幅広い年齢で歯科健診を行って、それがまた各岩倉の市民の方々一人一人に歯と口の健康が大切なんだと、歯と口の健康が全身の健康につながりますよという意識を持っていただきたいと思います。ということで、単独というか、歯と口の健康づくり推進条例をお願いしておるところでございます。

◎**健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（長瀬信子君）** 健康課といたしましては、これまでも歯科医師会に御助言いただき、御相談しながらいろんな歯科の保健事業を進めてきたところです。

健康づくりの中で、歯科保健は非常に重要な部分だというふうには認識しておりますが、今回、12月1日に健幸都市を宣言いたしまして、その中で体の健康はもちろんのこと、生きがいや心の健康や、社会全体で取り組む健康づくりというところを岩倉市として目指していきたいというふうな中で、できればその健康づくり全体を市で進めていきたいというふうな考えを持っております。

◎**委員（木村冬樹君）** その考え方の違いが、ちょっとどういうふうに整理していったらいいかなという、市のほうとしても、体の健康づくりの中に歯科保健というものをしっかり位置づけていきたいという考えは持っているみたいですから、その辺をどういうふうに折り合いをつけていくかというところも大事なところじゃないかというふうに思っています。

それで、例えば今、小椋さんがおっしゃったところでいうと、全ての年代で歯科でも健康診断を受けられるような体制をつくるようなものを含む条例

にしてほしいということでありますので、その辺を盛り込んだような形の体全体に及ぶ条例であれば、どうなのかなというところを思うわけですけど、その辺をどのように歯科医師会としては考えているのかというところを、絶対にこれは単独じゃないとならんという、それはそういう思いはあるというふうに思いますが、その辺での柔軟性が持てるのかどうかというところを少し教えていただきたいと思えます。

◎陳述人（小椋貴夫君） 私どもの考えといたしましては、やはり歯と口の健康に関して、もっともっと市民の皆様に浸透することがまず第一の目的とは思っております。ただ、具体的にどうしたらいいかということがわかってはおりません。それは岩倉市さんとともに考えていかなければいけないところだと思えますし、市議会議員の先生にもお知恵をいただいてというふうになると思えますが、ただどうしても単独で条例を制定しなきゃいけないというものではないんですが、ただ、やはり体全体の健康づくりの理念と、歯と口の健康づくりの理念とは少し違うのかなというふうに考えております。

私どもは、なかなか法整備ができていないところを何とか酌んでいただくために、歯と口の単独の条例をつくって、その部分で市民の方々の歯と口の健康を補っていきこうという目的があるんですが、体の健康づくりの条例に関しましては、もう既に各年代で健診をやられていて、その部分でちょっと考え方が少し違うのかなというふうには思っております。ただ、その部分を酌んでいただければ、例えば体の健康づくり推進条例、私が1人で言うてはいけないんですが、体と口と歯の健康づくりというふうな感じで、岩倉市体と歯と口の健康づくり、そんな感じできちっと盛り込んでいただければ納得できるかもしれないんですが、ただ、体の健康づくりの推進条例と歯と口の健康づくり推進条例は、もともとちょっと理念が違うものではないかなというふうに考えておるところでございます。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。

条例の標題として、やっぱり名称として、歯と口腔の健康づくりという言葉がある条例がきちんと整備されるということは、僕たちも大事だなというふうに思っていますので、その辺の、最終的にどうなるかというのはまた私たちも市の執行機関側と話し合っ決めていくことになろうかというふうに思いますが、考え方わかりましたので、私の質問としては以上で結構でございます。

◎副委員長（鈴木麻住君） 先ほどの説明の中で、江南市が制定に向けて今準備中というようなお話があったと思うんですけど、小椋先生にお伺いしますけれども、この条例案というのがあります。これは、尾北歯科医師会とし

て医師会の中である程度統一された仕立てになっているのかどうかということなんです。例えば江南市さんが制定しようとしている条例も、ある程度この内容と同じような内容でということ。

◎**陳述人（小椋貴夫君）**　そうですね、参考資料として出させてもらった岩倉市歯と口の健康づくり推進条例案というのがあるんですが、そちらの文言は、私ども尾北歯科医師会は江南市と岩倉市と大口町、2市1町で構成される歯科医師会ですから、その役員会でこの条例案をつくっておりますので、ほとんど同じものだと思ってもらっていいです。

大口町に関しましては、もう既に請願されて、それが議会で通ったというふうには聞いております。江南は、そういう形ではなく、出されるようなふうには聞いておりますが、詳しいことは私ではちょっとわかりません。

ただ、文章に関しましてはほとんど同じもので、岩倉市と江南市と大口町それぞれ文言を変えているだけの、まちの名前を変えているだけだというふうに認識をしております。

◎**委員（堀　　巖君）**　今、大口町という話が出ました。広域行政でいうと、この領域というのは江南保健所管轄なので、それぞれのやっぱり足並みというか、もともとここに書かれているように、愛知県が8020運動の発祥であって、愛知県があいち歯と口の健康づくり八〇二〇の条例があるということから発生していることだというふうにお見受けするわけなんですけれども、その江南保健所の管轄でのこの動きというのは、小椋先生のほうは足並みをそろえたほうがいいとお考えなのか、単独条例でもってというので、今の情勢と今後の動向というのはそういうふうに統一されるというのが理想だというふうにお考えなんでしょうか。

◎**陳述人（小椋貴夫君）**　できれば、近隣の市町と足並みをそろえて条例を制定してもらうとなれば、例えば江南市と大口町と同じように単独で条例を制定していただければ、私どもは、尾北歯科医師会としては動きやすいかなというふうには考えておりますので、その点をちょっと御考慮いただければありがたいなというふうには思っています。

◎**委員長（鬼頭博和君）**　他に質疑はございませんでしょうか。

◎**委員（宮川　隆君）**　ここに盛り込まれている精神というのは、至極理解できますし、いいことだなというふうには思うんですね。

ただ、一定ちょっと考えなければいけないのは、条例文をつくるのが目的ではなくて、そのことのように歯の健康であったり、それから市が今進めている「健幸」そのものですね、幸せを含む「健幸」というものに、どう施策を積んでいくのかというのが僕は大切だというふうに思っているんです。

ここにいる委員会のメンバーは、先ほどの春日井も制定しているということでありましたが、実際にお話を聞きに行った結果、前段となるうちでいう健幸都市宣言なり、健康を推進する施策が積み上げられたその上に、やはり健康の一番の原点をなすものというところで、口腔の問題が浮上ってきて、そこに特化する条例制定に至ったという説明を受けてきているわけなんです。

要は、先ほど言いましたように岩倉市対医師会、岩倉市対歯科医師会とのこういう信頼関係だとか、いろんな行事を含めた協力関係というのは現実できているわけですね。その上で、やっぱり象徴すべき条例というものの必要性というものも一定は理解できるんですけども、その位置づけ、要はここでいう健康いわく21であったり、健幸都市宣言との位置づけというのが、特に健幸都市宣言に関しては宣言したばかりで、まだ具体的な取り組みというのが明確に積み上げられていない状況で、口腔に関する条例だけが先行することによって、実がとれるのかなというところなんです。だから、言われていること、進めようとしていること、すごく理解できるんですけども、市の健康にかかわる施策を打っていく中で、このタイミングでどう進めるのかなというものが、すごく悩むところなんです。あえて執行部側にお聞きしますけれども、歯の健康というのは十分必要性を理解できるものだとは思っていますけれども、全体の中における歯から来る健康づくりというものの位置づけをどのように捉えてみえるのでしょうか。

難しいですね、済みません。聞いているこっちが難しいなと思って聞いているので。

ごめんなさい、ちょっとじゃあ休憩をお願いします。

◎委員長（鬼頭博和君）　じゃあ、暫時休憩します。

（休　　憩）

◎委員長（鬼頭博和君）　それでは、休憩を閉じ再開をいたします。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（山北由美子君）　きょう歯科医師会の小椋先生に来ていただいております。歯科医師会の先生につきましては、日ごろから市の保健行政にいろいろと御協力いただいております。また、今回もこの請願という形で御要望いただいておりますが、歯科医師会の先生の地域医療の貢献に対するその熱意に対しまして、改めて感謝を申し上げるところでございます。

市といたしましては、この請願の趣旨にありますような、口腔の健康は全身の健康にもつながるということにつきましては十分に理解をしているつもりであります。

今回、参考資料の条例なんかも見せていただきましたが、内容といたしま



して第3条の基本理念、第9条の基本的施策には、歯科の口腔保健の推進に関する項目というのが充実した形で記されています。それ以外の項目につきましては、市の責務、保健医療等関係者の責務、市民の責務、事業者の責務と、市がイメージしている健康づくり全般を踏まえた条例とほぼ構成が同じということでもあります。

市といたしましては、このたび健幸都市宣言をいたしたところでもありますので、歯科に限定することなく、食生活や運動、心の健康づくり等幅広い分野で推進していきけるような条例とすることが、より適しているのではないかとというふうに考えております。

そういった健康づくり全般を推進するための条例の中で、今回の歯科医師会からの要望を踏まえまして、基本理念ですとか基本的施策の条項で、歯科口腔保健の推進に関する項目を充実した形で盛り込んだものにしてはどうかというふうに考えるものであります。

また、歯科医師会からの要望につきましては、しっかりと受けとめてまいりたいと思いますし、他の関係団体の意見もお聞きしながら、研究してまいりたいと思っております。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

◎委員（堀 巖君） 今のやりとりを聞いていて、健幸都市宣言でいう「健幸」の「コウ」が「幸」なので、非常に広い、それこそ市民憲章並みの広いものになっています。その健幸全体の条例ではなくて、健やかなほうの健康、体の健康を含めた、心の健康もありますし、今考えてみえるのはどんな健康なのかよくわからなくなってきましたし、例えば体の健康にしても、全体の条例の中に、今この歯科医師会さんが望む理念とか具体的な施策を盛り込むとなると、逆にアンバランスになってしまうような気がします。やっぱり今ちょっと細部に入り込んでいて、どんな条例ができるかによって賛成・反対、極端にいうと、賛成・反対ではなくて、やはり今望んでいるのは、ここの説明いただいた請願趣旨の部分が大切なわけで、それに議員として、今後できるかもしれない全体の健康条例がどうかこうとかではなくて、これが必要なかどうかなのかというところでまず審議すべきだというふうに僕は思うわけですが、執行機関にお伺いしますけど、細部に入り込むことになっちゃっている、言っていることが逆なような気がしますけど、全体の健康という条例をつくったとして、これが盛り込んだことによって、逆に歯科の部分だけ目立っちゃって、条例の仕立てとしてアンバランスになるような気がするんですが、その点についてはいかがでしょうか。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（山北由美子君） 歯科だけを特化して、ア

ンバランスにするということではなくて、やはりそのほかにも体と心の健康づくりですとか、食育に関することですとか、運動習慣に関することというのがありますので、そういった部分というのもきちんと基本的施策として盛り込んだ形の中で、特に歯科医師会から要望を受けている歯科口腔保健についても、きちんと充実させた形で盛り込んでいけたらというふうに考えます。

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、質疑のほう他になれば、質疑を終結いたします。

次に、議員間討議ということで、議員間で少し意見交換をしたいと思いません。

発言する方は、挙手をお願いします。

◎委員（宮川 隆君） 先ほどの質疑の中でも少し触れさせていただいたんですけれども、歯と口腔の健康というのは、人間の健康の基本となる部分であるとは思っています。要は、医食同源とも言いますし、それから陳述人のほうからも冒頭に言われましたように、入れ歯も含めてかむということによつての認知症の予防効果があったりだとか、それから社会的孤立を防止するとか、かなり広い意味での、それこそ口といひましようか、入り口の基礎をなすべきものだと思います。とはいひものの、今、まだ施策として具体化がまだなかなかできていない健幸都市宣言の中においての歯と口腔の問題というものを果たして特化することが、市の健康推進において本当にそれが有効なのかどうかというのが、まだちょっと見きわめ切れていないわけです、個人的には。

とはいひものの、やはりここで言われている趣旨というのは、すごく読み取れる、納得できる内容ですので、条例を制定するというよりも、その趣旨をいかに実行、実現させていくかというのが岩倉市において優先すべき課題じゃないのかなと思うんですけれども、皆様の御意見も含めてお聞きしたいなと思いますけれども。

◎委員（堀 巖君） 請願事項の条例の制定というのは、あくまでもツールなんですよね。ツールとしてここに上げてあるわけで、ツールとしても、やっぱり条例というのは非常に有効なんです。さっき市民の意識がまだ低い、関心が低いというところが、特にそのことをこの歯科医師会としての思いが、低いからこういうツールを使ってでも上げていきたいという思いがすごく伝わってきました。

やっぱり理念条例、条例の案があるから細部になっちゃうんですけど、ちょっと外して、条例の仕立ては別に各市ばらばらでもいいと思います。岩倉市に合った条例の内容でいいと思います。もっと具体的なものを盛り込んで

もいいと思います。だから、体や心までの全体条例の中に埋もれてしまうようなことは、僕は避けたほうがいいと思います。例えばがんとかね、そういう体の健康というのは非常に関心が高くなっています。それに比べて関心が低いところを強めていくというツールとして、意識づけていくというのは、そういう思いで僕は賛成したいというふうに思っています。

◎委員（関戸郁文君） 趣旨、もちろん賛成でございます。

堀委員が盛んにおっしゃられているんですけど、全体のバランスと趣旨が埋もれてしまうんじゃないかとか、本当に目的は歯の健康を推進することが目的ですので、ツールとしてその条例を使う、それは本当に正しいとは思いますが。ですので、私としてはもちろん賛成なんですけれども、全体のバランスがとれるような取り組みというんですかね、そういうことを考えながら進めていけばいいのかなというふうには考えています。

◎副委員長（鈴木麻住君） 行政の考え方というのは、全体の健康に対する条例へ仕立てて、その中に盛り込めばいいという内容だったと思うんですけども、今のこの条例案の3条とか9条など、具体的にどういうことをやっていきたいと思いますという取り組みまで盛り込んであると。例えば9条の5なんかは、災害発生時なんかはどういうことを、口腔衛生の確保とか、要望に対する施策をしましょうとか、具体的にいろいろ盛り込んであるんですよ。だから、全体の健康の条例の中に盛り込むといっても、こういうものを盛り込んでくると、何かちょっとほかのことはどうなるのという話になっていっちゃうんで、それはそれで条例をつくれればいいと思うんですけど。やっぱり国保は国保で具体的にこういうことをやっていきたいと思いますというような仕立てが必要じゃないかなと。

今、近隣で春日井市も見てきましたし、あと海部の近隣市町のほとんど条例が制定されていると。今の尾北支部の中でも、大口町と江南も制定の動きがあるということなので、やっぱり近隣市町とある程度そういう歩調を合わせて進めていくのも重要じゃないかなと私は思います。だから、この条例制定の請願については賛成いたします。

◎委員（木村冬樹君） 今、意見を聞いていると、要するに趣旨採択にするのか、普通の採択にするのかということなのかなというふうに思うんですけど、僕もだから歯と口の健康づくり推進条例というのはやっぱり別の、それに特化したような中身もあるもんだから、別で条例をつくったほうがいいなというふうに僕も思って紹介議員になっているわけなんですけど、だからそれを進める立場でいますけど、全体としてどういうふうにするかというところで折り合いをつけるということであれば、その辺はちょっと柔軟に考えた

いなとは思っているところです。

◎委員（伊藤隆信君） 歯と口の健康づくりの今の推進条例について、今いろいろお聞きしましたけれども、これは私も賛成いたします。以上です。

◎委員長（鬼頭博和君） まとめじゃないですけども、委員会のほうで、また代表質問という形で、この歯と口の健康づくりというものを委員会の総意としてまた上げていきたいと今思っております。

今、委員さんいろいろ独自のものがいい、また盛り込んだほうがいいのかといういろんな今意見がありましたので、今後もすぐというわけではないかもしれないんですけども、やっぱり岩倉の独自のそういった条例というのもつくってもいいのかなという思いは僕もありまして、全体の中に入れてしまうと、なかなか埋もれてしまうという意見もあるんですけども、何か岩倉独自のそういったものが特化できるように、そういう条例にできればいいかなと、やっぱり中身がしっかりできればいいと思いますので、そういった形で委員会のほう、代表質問のほうもしていきたいというふうに思っております。

◎委員（宮川 隆君） 今、委員長のほうから委員会代表質問、これは委員会として今までいろんな、例の視察であったり、情報を収集する中で岩倉市の中における歯と口腔のあり方というものをどう位置づけていくかということと今後、委員会として進めていくのかということとで全員の一致を見たところだと思います。

確かにこの条例を仮に条例制定するとしても、それが一定のシンボルタワーとしての位置づけにもなると思うんです。だから、そのこと自体を反対するという気持ちはないんですけども、反面、今執行機関が進めている健康都市宣言にまつわる実効性をどう担保していくのか。我々議会は、市がやろうとしているから、はいそうですかという見方で見るべきではないと思うんです。ですから、市が行おうとしている施策がどういう流れで、どういうふうに進めていくのか、それは議会としてもバックアップするというのも必要だと思うんですけども、やっぱりちょっと視点を変えたところで、いかに市民、住民の健康を維持するのか、そのためにシンボルタワーとしての歯にかかわる条例が必要なのか、その辺がまだすくと個人的には落ちてないんです。ましてや今後、この後に行われる代表質問の中での課題としてあるわけですから、ここで賛否を明確にするよりは、もう少しこの厚生委員会として議論を深めていく必要性はあるんじゃないかなとは思っています。ですから、個人的には、趣旨採択にするのか、もしくは継続的に今後委員会として取り組むのか、僕はこの二者択一なのかなというふうには思っています。

◎委員（堀 巖君） ちょっと宮川さんの言っているその健幸都市宣言を担保するという表現、よくわかりません。例えば平和都市宣言をしたときに、それを担保する施策というのは既にいろいろやっているわけですね、市として。健幸都市宣言も一緒だと思うんです。もう既にいろんなことやっているんです、施策としてはね。それを一層進める、意識を高める上で宣言をしたわけですよ。だから、条例と宣言との関係でいうと、必ずしも一致してなくて、例えば議会基本条例はどうでしたでしょうか、議会基本条例をつくったことによって一層高まったわけですよ。そういうことを目的として、ツールとしてこの条例は有効だというのは、多分一致できると思うんです。以上です。

◎委員長（鬼頭博和君） 議員間討議は、これで閉じてよろしいですか。

◎副委員長（鈴木麻住君） 採決は、まだ早いということですか。継続を求めるといふことでもいいですか。

〔「そうですね」と呼ぶ者あり〕

◎委員（木村冬樹君） 委員会代表質問が12月11日に行われるものだから、それを経た上で最終的な判断をしたいというのが宮川委員の意見だということでもいいですよ。そういうことですけど、その辺がどう思うかということですよ、皆さんが。ちょっと整理しました。

◎副委員長（鈴木麻住君） 一応、代表質問する上において、これは委員会の総意で代表質問をしようということに進んでいるわけですね。だから、その代表質問の結果を受けて、もう一度協議するという必要は僕はなくて、もうここはここで採決して、その大もとに、担保に僕は委員会の代表質問に持ち込めばいいというふうに思っています。

◎委員長（鬼頭博和君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、休憩を閉じ再開をいたします。

議員間討議これで終結をしまして、討論に入ります。

討論はございますか。

〔発言する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、採決に入りたいと思います。

請願第13号「岩倉市歯と口の健康づくり推進条例制定に関する請願」について賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、請願第13号は、全員賛成により採択すべきものと決しました。暫時休憩いたします。ありがとうございました。

(休憩)

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、休憩を閉じ再開をいたします。

続きまして、請願第11号「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願書」を議題といたします。

紹介議員の補足説明は、いかがいたしましょうか。

◎委員（木村冬樹君） 非常に多項目にわたりますが、一応本会議で読み上げたとおりでありますので、わからないことがあったら、私が答えられる範囲で答えて、答えられなければ、執行機関に助言を求めたいというふうに思います。

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、質疑のほうに入っていきたいと思いません。

質疑はございませんか。

◎委員（関戸郁文君） 済みません、数字の質問なので、ちょっと執行機関のほうに聞かせていただいてよろしいですかね。

最後のところなんですけれども、2番の愛知県に対する意見書・要望書で、(1)福祉医療制度について、①子どもの医療費助成制度を18歳年度末までの現物支給（窓口無料）で実施してくださいという項目があるんですが、これ多分去年もあって、たしかそのときの答弁は大体3,000万ぐらい余分にかかるということだったんですが、今もそれぐらいの金額がかかるのかということと、2番目の精神障害者医療費助成の対象を一般の病気にも広げてください。ここまでは、去年もあったと思うんですが、その後、また自立支援医療（精神通院）対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。ここは今、岩倉市においてどのような状況になっているか、2点お願いします。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） ただいま御質問のありました子ども医療費の制度、18歳までに対象とした場合、どのぐらいのお金がかかるかということについては、現在も3,000万円程度見込んでおります。

また、精神障害者の医療費助成につきましては、精神障害者の手帳の1・2級を持っている方については、一般疾病にも対象を広げております。また、自立支援、精神通院の方についても、市の補助制度として実施をしている状況でございます。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はよろしかったでしょうか。

◎委員（木村冬樹君） 済みません、毎年多項目にわたって社会保障の充実を求めて、自治体キャラバンが行われます。ことしで39回目ということで、

その39回の歴史の中で、たくさんあった項目の中でも幾つか実施されてきて、それは消えてまた新たな項目という形で出てきている、そういう運動であります。そういった点で、個々の項目について全てやっ払いこうと思うと、物すごい財源が必要だということはもちろん存じておりますし、その中でも重点的にできることはないか、少なくともその国に対する意見書、あるいは愛知県に対する意見書は議会として上げられないかと、その間こういう議論をして実施をしてきているところだというふうに思っています。

それで、私も愛知県に対する意見書・要望書というところの(2)の市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してくださいというところについてもお聞きしたいんですけど、県はこの補助金というものの目的はどのような目的で市町村に補助金を出していたのか、この点についてまずお聞かせください。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 県のこの補助事業の目的といたしましては、福祉医療の実施に伴って発生する医療費の波及増というものに対して、福祉医療を実施することによって医療費がふえてくると、そういった波及増に対して国保の財政運営の安全化というところを目的として、少額ではございますが、補助が実施されていたというところですよ。

◎委員（木村冬樹君） ありがとうございます。

少額な補助ということだったんですけど、これは2014年に廃止されたということでもあります。実は、これは歴史をさかのぼってきくと、最初は物すごい結構な額だったのが、年々県の財政的な問題かと思えますけど、減らされていく中で、最終的には少額になってしまったという歴史だというふうに思っています、最終的には前も答弁していただきましたけど、1被保険者当たりというか、1人当たりで換算すると数十円になってしまうという、一方で事務の煩雑さはふえるし、市としてはなかなか難しいなということがやりとりでされたというふうに思いますが、ここで求めているのは、やはりもっと、要するに福祉医療の波及増に対する補助ということで、岩倉市も一般会計から法定外繰り入れということで、福祉医療の波及増分と、あとは保健活動について、保健事業について繰り入れをしていただいているんですけど、その分を県で見てもらえれば、福祉医療も一定楽になるんじゃないかなというふうには思ったりもするんですけど、歴史をさかのぼってというところの、今資料をお願いしてもなかなかわかりづらいというふうに思いますが、そういう歴史認識であったということでも正しいのかどうか、その点だけちょっと意見をお聞かせいただきたいと思えます。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 過去の歴史では、かなりの額だというお話

でございましたが、ただいま手元に持っている資料の中で確認できるこれまでの補助金の額について、お伝えをさせていただきます。

平成23年度当時は62万9,000円、平成24年度が32万2,000円、平成25年度、最後の年になります。15万5,000円、そういった金額をいただいていたというところがございます。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。廃止されるまでの3年間でそういう推移だったということだというふうに思います。これは、ずうっとそれをさかのぼっていくと大きな額だったという歴史があるということだけは、委員の皆さんに知っておっていただきたいなというふうに思いますので、その点だけよろしくをお願いします。

◎委員（堀 巖君） この自治体キャラバンは、僕も一緒に各自治体に回ったことがあるんですけども、市のほうにも来ていますよね、キャラバンって。そういう関係で紹介議員に聞いたほうがいいのか、執行部に聞いたほうがいいのかよくわかりませんが、例えば9の②妊産婦歯科健診の助成を妊婦・産婦ともに実施してくださいというのは、さっきの歯科健診の話だともうやっていると思うんです。岩倉市で既にやられていることが入っているのではないかなというふうに思うんですけど、その点について精査はされているんでしょうか。

◎委員（木村冬樹君） 紹介議員の説明のときに申し上げましたように、細かい精査はしてないです。以前、そういう意見も議員の中にもありまして、実施していることは省いていこうということで、請願団体のほうにもそのことを紹介議員として話をして、改めて作り直してもらったものを提出したという経過はあります。今回については、そういう手続を省いてやっておりますので、具体的に幾つあるかというかわかりませんが、確かに、例えば要支援2以上の人たちの障害者認定のものなんかはもう既に送られているという、これも何年か前からやられていますし、幾つかそれ以外にもたくさんあると思いますけど、実施されているものは幾つかあります。ですから、そういった点も含めて、県全体、県の市町村全体への統一の様式になっておりますので、そういった点ではちょっと不親切な対応で申しわけありません。来年度以降は、その辺も含めてもう一度請願団体と相談をして、対応できるように努力したいというふうに思います。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、質疑がないようですので終結いたします。



次に、議員間討議に入ります。

発言する議員は、挙手をお願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） この自治体キャラバンによる請願については、ある時期まで非常になかなか多項目で難しいということで、不採択、私たち日本共産党岩倉市議団だけが賛成で不採択になってきたという歴史がありますが、最近是一部採択ということで、国に対する意見書、あるいは県に対する意見書であれば、全体として合意がとれれば上げていこうという合意が少しつくられてきているのかなというふうに思っております。

それで、昨年の実績も踏まえまして、今回の大きい2の国及び愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してくださいというところの中で、②の国民健康保険の国庫負担抜本的に引き上げということで、保険者の支援を十分に行ってくださいというもの。それから、⑥の障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる暮らしの場を選択できるような部分について、昨年この請願ではちょっと、別に陳情者が来たもんですから、陳情団体のほうで取り扱って意見書を上げたという経過がありますので、この2つを国に提出、改めてできないかということです。

それからもう一つは、愛知県に対する意見書・要望書で、福祉医療の制度についてということで、意見書案が示していただいておりますが、その中で合意できるというところかというと、子どもの医療費の18歳年度末までというのは、先ほど言ったように高額な財源が必要だということになかなか難しいだろうということと、4番目の後期高齢者医療対象者の問題、無料にするという問題、こういった問いにはちょっとなかなか全体で合意がつかれないのかなというふうに思っていますが、既に実施していることを岩倉市でも努力してやっていただいていること、福祉医療を継続してほしいという内容で1、3の項目を一部採択という形で、国に意見書を上げられないかというふうに思います。

私としては、(2)の先ほどちょっとやりとりがあった県の補助金の復活についても、できないかなあという思いはありますが、そういった点について皆さんで合意がつかれるかどうか、ちょっと議論していただきたいというふうに思います。

◎委員（関戸郁文君） 昨年と同じ項目でということの御意見だったということと、追加で今、県独自の補助金を復活させてくださいという御意見だったと思います。

それで、先ほど追加の県独自の補助金をふやすのに、過去3年間のをみると62万、32万、15万円で、過去は物すごく多かったということなんですけど、

15万円もらうのに物すごい事務、簡単にいうと15万円に見合わない多分手続が必要だと思うので、ちょっとどうかなというふうな感じはします。

ですので、私の意見としては、2番、6番、それから先ほど言っていた1番、2番、昨年と同様ということではいかがですかというふうに考えております。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。私もそれで全体が合意できるのであれば、昨年と同様の意見書を国・県に上げていくということをお願いしたいというふうに思います。

◎委員（堀 巖君） 過去の減らされてきた経緯はそうなんでしょうけど、別に15万円と決めつける必要はないと思うし、15万をとるためにというところの何か筋道というか、それが僕はちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思うので、その請願の項目の趣旨としては復活というだけなので、それは別にいいんじゃないでしょうかと思いますが。

◎委員（宮川 隆君） 紹介議員が冒頭に言われましたように、この手の請願、請願というよりも運動だと思うんですね。継続的にこういうことをやることによって、やっぱり一石を投じるという意味合いが僕は大きいと思います。

紹介議員が言われましたように、これを全てやろうと思ったら莫大な費用がかかりますので、これも余り現実的ではないということでもあります。そういう意味でいいますと、関戸議員のほうからは15万円のためにと言われましたけど、僕も市としては県の補助金制度みたいなもの、助成金制度か、補助金を復活してくださいという申し入れは別にあってもいいんじゃないのかなと思います。

ですから、昨年プラスこの県の要望への補助金の復活という項目を入れた状況で、金額は関係なく上げるということに関しては、反対すべきことではないのかなというふうに理解します。

◎委員（関戸郁文君） 当然ですけど、市としては補助金があったほうがいいと思いますので、その金額がふえるということがあれば、特に強く反対するものでもないので、皆さんがそういう意見でございましたら特に2番に対しても合意でも構いません。

◎委員（木村冬樹君） わかりました。ありがとうございます。

何というんですかね、過去の歴史についての文言が少しここの文書に記されていないものだから、意見書の中に、やはり市が今把握している廃止されるまでの3年間だけを見ると、もちろんこの額のために市の事務量がふえるということは、本当に大変なことだというふうに思っていますので、そういっ

た点で、意見書を提案する間までに少しその文言を加えるというようなことで、請願団体と少し相談をして、それを加えた形で当初あったような補助金を復活させてほしいというような中身にできないかなというふうに思っていますが、そういうふうでいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 他に御意見のほうよろしいでしょうか。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、議員間討議をここで終結をさせていただきます。

討論、採決に入る前に、木村議員から一部採択ということで、請願項目の国及び愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してくださいという箇所のみまず1番のところ、国に対する意見書・要望書の中の②番、国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、十分な保険者支援を行うことを求める意見書。それから、⑥番の障害者・児の生きる基盤となる暮らしの場の早急な整備を求める意見書。

これについて、国に対して出していきたいなというふうに思います。

それから、愛知県のほうに対する要望書のほうですが、まず1番の福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書。この中の、項目が4項目あるんですが、1番目の福祉医療制度を縮小せず、存続・拡充すること。

それから、3番目の精神障害者医療費助成の対象を一般の病気にも広げること。

また、自立支援医療（精神通院）対象者を精神障害者医療費助成の対象とすることというこの2つの項目について意見書を送ると。

それから、最後の愛知県の意見書の②のところですね、市町村または愛知県の国民健康保険に事業費補助を求める意見書ということで、ここは内容を若干変えてということで意見書を送るということで、今申し述べた内容で一部採択をしたいと思います。

お諮りいたします。この請願を一部採択することに同意する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

よって、請願第11号は一部採択することに決しました。

〔「請願項目と合わせたほうがいい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 前言撤回ということで、もう一回、請願項目に沿って一部採択という形にしていきたいと思います。申しわけございません。

国に対する意見書・要望書のところの②番、国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料、税にするために十分な保険者支援を行ってください。

それから、⑥番、障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる暮らしの場が選択できるよう、グループホームや入所施設、通所施設などの入所機能を備えた地域生活拠点等を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するため、報酬単価を大幅に引き上げてください。

この2項目について、一部採択と。

それから、愛知県に対する意見書。

これは1番の福祉医療制度についてということで、②だけになります。精神障害者医療費助成の対象を一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療、精神通院対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

それから(2)番、市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

以上の項目について、一部採択ということでお願いをしたいと思います。

それについての意見書という形で上げていきたいと思います。

それでは、請願第11号の一部採択について賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（鬼頭博和君） 全員賛成であります。

よって、請願第11号は一部採択とすることに決しました。

それでは、そのほかに陳情文書表のとおり、陳情が4件、本委員会に送付をされております。

初めに、陳情第9号「国に対して「待機児童と保育士不足解消のための実効性ある対策を求める意見書」の提出を求める陳情書」を議題といたします。

直ちに質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんでしょうか。

[「取り扱いをどうするかだね」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 取り扱いだけでいいですか。

質疑は特にありませんでしょうか。

[発言する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑は特にないようですので、本陳情の取り扱いをどのようにさせていただきますでしょうか。

◎委員（木村冬樹君） 待機児童、それから保育士不足解消のための軸ある対策を国に求めるということは、大事なことだというふうに思っていますし、本来ならば、これが請願、あるいは陳情であっても、意見陳述に来ていただ

いて、少し意見交換をした上で意見書を上げられればいいなというふうに思うわけですが、この間の一般質問等でも、この問題については一般質問や議案質疑の中でいろいろ執行機関側とは議論してきている内容でありますので、とりあえず今回はこれをよく読んで勉強すると、それからこれからの議会活動に生かすという形で取り扱ったらどうかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

◎委員長（鬼頭博和君） 委員の皆さん、どうでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、聞きおくということで、各委員において熟読していただきますようお願いを申し上げます。

それでは、続きまして、陳情第10号「国に対して「放課後児童支援員等の処遇改善事業に係る事務等の簡素化を求める意見書」の提出を求める陳情書」を議題といたします。

何か質疑はございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 特に質疑はないようですので、取り扱いのほうをどのようにさせていただきますでしょうか。

提案ありますでしょうか。

◎委員（木村冬樹君） 担当課の職員も来ているもんだから、岩倉市の実態がどうなっているかぐらい聞いてもいいかなと思ったけど、本来なら陳情で意見陳述した上で意見書を上げればいいんですけど、今回もこれはよく熟読して、今後の活動に生かすという形にしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） じゃあ聞きおくということで、各委員において熟読をしていただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、陳情第11号「国に対して「学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書」の提出を求める陳情書」を議題といたします。

質疑のほうはございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 特によろしいでしょうかね。

それでは、質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

本陳情についての取り扱いは、どのようにさせていただきますでしょうか。

◎委員（木村冬樹君） これも同じように、熟読して勉強する。もう一つ一般質問で取り上げる議員もお見えになるところでありますので、そういう形

での参考に使っていただければというふうに思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、聞きおくということで、各委員においてまた熟読していただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、陳情第12号「保育士の人材定着・確保のための職員配置基準と公定価格の抜本的な改善にむけて国に対し意見書提出を求める陳情」を議題といたします。

質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

本陳情についての取り扱いは、どのようにさせていただきますでしょうか。

◎委員（木村冬樹君） 前の陳情と同じであります。切実な問題・課題であるというふうに思っていますので、本来なら意見書を提出していきたいなどというふうに思いますが、今回は意見陳述もないということもありますので、熟読をして今後の活動に生かすという形で進めたらいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、聞きおくということで、各委員において熟読して勉強していくということでお願いを申し上げます。

以上で、当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、厚生・文教常任委員会を閉会いたします。

長時間にわたる御審議ありがとうございました。お疲れさまでした。